

SOS 登録



もしものために「SOS 登録」をしてみませんか

岡ほけん福祉課福祉班 ☎78-3115 (内124)

高齢者や障がいを持つ人や子どもなど支援が必要と思われる人に事前に「SOS 登録」しておくことで、行方不明になったとき、早期発見に役立てる制度です。

▶ SOS 登録とは？

名前や特徴、写真などの情報を登録し、登録者には登録番号が書いてある見守りキーホルダーを配布します。登録情報は警察署や消防署、役場などの公的機関に保存され、検索時に協力者へ情報提供されます。登録番号で個人情報^{ばいがい}を管理しているので、キーホルダーを持った人が徘徊や事故などで自分の情報を話せない場合でも、登録番号で確認できます。

▶必要なもの ほけん福祉課福祉班窓口へ提出

- ① SOS 登録届 (ほけん福祉課窓口備え付け)
- ②本人の写真 ※できる限り。

町民の皆さんもご協力ください

子どもが見知らぬ人に声をかけられている、最近顔を見なくなった人がいるなど普段の生活の中で困っている人がいたら、見守りコールセンター (津奈木町社会福祉協議会内) ☎61-2940へ連絡してください。



健康づくり推進大会



健康維持のために健康づくり推進大会

岡ほけん福祉課福祉班 ☎78-3115 (内126)

今年度開催予定の健康づくり推進大会が新型コロナウイルスの影響で中止となったため、区長会などで表彰しました。結果は以下のとおりです。(敬称略)

表彰一覧

▶特定健診部門

1 位：内野 2 位：中尾 3 位：川内

▶がん検診部門

1 位：川内 2 位：小津奈木 3 位：新川

よい歯のコンクール表彰

▶輝け！歯っぴーコンクール

《小学生》江口結菜 (小津奈木)・新立龍綺 (丸岡)・津々木俊翔 (上下門)・馬乗園蘭丸 (浜崎)・原田侔雅 (日添)・村嶋隼哉 (桜戸)
《中学生》今村友活 (平国下)・岩崎桜太郎 (日添)・三ツ石咲月 (川内)・山下香澄 (内野)

世界自閉症啓発デー



4/2 は世界自閉症啓発デー

岡ほけん福祉課福祉班 ☎78-3115 (内125)

毎年 4/2 は国連が定める「世界自閉症啓発デー」です。日本では 4/2 (土)～8 (金)を「発達障がい啓発週間」として、全国各地で発達障がいを知ってもらうためのさまざまなイベントが行われています。

▶発達障がいとは？

生まれつきの脳機能の障がいで、育て方や本人の怠けが原因ではありません。大人になってから発達障がいと分かる場合もあります。

▶周りの理解が大切です

発達障がいは、周りの人から見ると誤解を受けやすく、理解されにくい障がいです。本人や家族がづらい気持ちに追い込まれてしまうことがあります。

この機会に、自閉症をはじめとする発達障がいへの理解を深めましょう。

筋量測定会



自分の筋肉量を調べてみませんか

岡ほけん福祉課保険班 ☎78-3115 (内122)

各地区のいつてみゆう会で「筋量測定会」を開きます。50 歳以上は誰でも参加できますので、右表の日程で都合がよい日に参加してください。

測定結果をもとに健康運動指導士、理学療法士の指導もあります。肘・膝までまくりやすい服装で、飲み物とタオルを持ってきてください。ハンドクリームや日焼け止めは使用しないでください。
※ペースメーカーをしている人は不具合が起きることがあります。

▶筋量測定とは？

手・足に電極をつけ、微弱な電気を流すことで、「筋肉量」「脂肪量」「水分量」「基礎代謝量」などを計測します。年齢に応じた部位ごとの筋量評価もあり、自分の体の現状を知ること健康管理に役立てることができます。

日 時		場 所
4月 25 日(月)	9:30	中尾公民館
	13:30	染竹公民館
4月 28 日(木)	9:30	福浦公民館
	13:30	竹中公民館
5月 13 日(金)	9:30	浜公民館
5月 16 日(月)	9:30	大泊公民館
	13:30	上下門公民館
5月 17 日(火)	9:30	浜崎公民館
5月 18 日(水)	9:30	赤崎漁村センター
	13:30	川内公民館
5月 19 日(木)	9:30	倉谷公民館
	13:30	古中尾公民館
5月 20 日(金)	9:30	桜戸公民館
	13:30	小津奈木公民館
5月 25 日(水)	9:30	内野公民館
	13:30	町中公民館

後期高齢者医療保険料率



後期高齢者医療保険料率が決まりました

岡ほけん福祉課保険班 ☎78-3115 (内123)

▶保険料率の改定

熊本県後期高齢者医療広域連合では、2年ごとの保険料率の見直しで次のとおり決まりました。

保険料は被保険者ごとに計算されます。被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の総所得金額等に応じて負担する「所得割額」との合計額が保険料となります。

▶均等割額 54,000 円

▶所得割率 10.26%

▶保険料額 (年額)

均等割額 (54,000 円) + 所得割額 {(総所得金額 - 43 万円) × 所得割率 (10.26%)}

※保険料 (年額) の上限額が 64 万円から 66 万円になりました。

▶保険料軽減措置

4/1 時点 (年度途中加入の場合はその時点) の同じ世帯内の被保険者と世帯主の軽減対象所得金額 (基本的に総所得金額と同じ。公的年金の場合、さらに 15 万円を控除) の合計額に応じて均等割額が軽減されます。

▶均等割額の軽減

対象者の所得条件	軽減割合
43 万円 + 10 万円 × (給与・年金所得者の数 - 1)	7 割
43 万円 + (28.5 万円 × 世帯の被保険者数) + 10 万円 × (給与・年金所得者の数 - 1)	5 割
43 万円 + (52 万円 × 世帯の被保険者数) + 10 万円 × (給与・年金所得者の数 - 1)	2 割